

玉情不審第 12 号
平成19年12月4日

玉野市議会
議長 三宅 一典 様

玉野市情報公開不服審査会
会長 西 浦 公



異議申立てに係る諮問について（答申）

平成19年8月30日付け玉議第342号で諮問のあった下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1号

「平成19年6月12日付け玉議第170号で行った部分開示決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

全部開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成19年6月1日、玉野市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第6条の規定に基づき、玉野市議会（以下「実施機関」という。）に対して「平成17年度及び平成18年度における玉野市議会議員に関する政務調査費の収支報告書並びに領収書等の一切」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「平成17年度及び平成18年度玉野市議会政務調査費に関する収支報告書」のみを開示し、領収書の添付は義務づけられていないとの理由で部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年6月12日付け玉議第170号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成19年8月16日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、情報公開条例第17条の規定に基づき、平成19年8月30日付け玉議第342号「諮問書」により玉野市情報公開不服審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭陳述の内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分の取り消しを求める。
- 2 異議申立ての理由
実施機関は、「玉野市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「政務調査費条例」という。）」第8条中に「収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）」の提出しか謳われていないため、「政務調査費に係る領収書等（以下「本件文書」という。）」については不開示としているが、「玉野市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「政務調査費規則」という。）」第7条において、「政務調査費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない」とされていることからみても、本件文書は存在しており、実施機関である議会の職員として作成を義務づけたものといえるので、情報公開条例第2条第2項の「行政文書」に該当するといえる。

以上のことから、議長が所持していない（不存在）の一事をもって本件文書を不開示とする処分の取り消しを求める。

また、一部の開示請求者には本件文書を開示しているにもかかわらず、異議申立人だけに開示しないことは不公平である。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

政務調査費条例第8条では、収支報告書の提出しか謳われておらず、本件文書についての添付は義務づけられていない。

本件文書は、政務調査費条例第8条により定められた各会派の経理責任者及び議員が、政務調査費規則第7条の規定により保管している文書であり、情報公開条例第2条第2項に規定されている「行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープその他これに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう」に該当しない。

以上のことから、本件文書に関しては「不開示」とした。

第5 審査会の判断

本件文書が情報公開条例第2条第2項に定める「行政文書」にあたるか否かについて判断する。

本件文書は、政務調査費規則で5年間の保管を義務づけられているが、明文上は提出義務が定められていない。しかし、収支報告書の内容について確認を要する場合などには、本件文書を証拠書類として提出することが当然に予定されるべきところであり、それが保管義務の目的であると解され、議長が会派の経理責任者及び議員に対し、本件文書の提出を求めることが制度趣旨に反するとは考えられない。

そしてむしろ、このことは、公金が適正に使用されなければならない、職員はその用途について説明責任を負う立場にあるということにも合致するところである。

会派の経理責任者及び議員は、条例・規則で収支報告書の提出と領収書等の証拠書類の保管を義務づけられている以上、このことについては実施機関である議会の「職員」であり、本件文書は「職員」が組織的に用いるものとして職務上作成又は取得した文書であり、また、「職員」が職務上保管するものとして、その保管場所を問わず、実施機関が保有するものとみるのが相当である。

したがって、本件文書は情報公開条例第2条第2項に定められた「行政文書」に該当すると解される。

なお、一部の開示請求者に対する本件文書の提示に至る経緯には、誤解を招くおそれがあり、その意味で配慮を欠いていた面がないわけではない。

第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

平成19年 8月31日	諮問書の收受
平成19年 9月26日	意見陳述申出書及び意見書の收受
平成19年10月 1日	不開示決定理由書の收受
平成19年10月 2日	第1回目審議
平成19年10月31日	第2回目審議 (意見申立人の意見陳述) (実施機関からの事情聴取)
平成19年11月27日	第3回目審議
平成19年12月 4日	答申

2 玉野市情報公開不服審査会委員

氏 名		職 名
会 長	西浦 公	岡山商科大学法学部教授
副会長	中野 惇	弁護士
委 員	松葉 文徳	税理士
委 員	山田 加寿子	社会保険労務士
委 員	藤原 多恵子	玉野市男女共同参画相談員